

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）、「新技術導入促進（I）型」、「技術提案簡易評価型」、「技術提案簡易評価型」、余裕期間制度（フレックス方式）」、「参加表明段階で技術者の資料を求めない方式の試行工事」、「建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和 8 年 7 月 17 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 橋本 雅道

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 R 8 国道 246 号厚木秦野道路厚木
バイパス橋上部工事

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(3) 工事場所 神奈川県厚木市三田地先

(4) 工事内容

橋種：鋼 2 径間連続少数鈑桁橋

橋長：83.0m 支間長：2 @ 40.5m

工場製作工 約 266 t、工場製品輸送工 1

式、鋼橋架設工 1 式、架設工（クレーン架

設） 1 式、支承工 12 個、床版工 約 564

m² 橋梁現場塗装工 約 200m²、橋梁付属

物工 1 式、鋼橋足場等設置工 1 式、仮設

工 1 式

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工

体制の確保を図るため、余裕期間を設定した

工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和 11 年 3

月 30 日まで

(6) 使用する主要な資機材 鋼材 約 266 t

- (7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE 提案〕を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型 S 型）〕の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。なお、配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に申請書と合わせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、落札前まで延伸する試行工事である。
- (8) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－１によ

る。

①「工事環境の改善」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合

評価落札方式の加算点等を減ずる試行工

事

③工事コスト調査結果により、工事成績評定

を減ずる試行工事

④建設リサイクル法対象工事

⑤総価契約単価合意方式

⑥出来高部分払方式

⑦「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」

の設置対象工事

⑧「設計審査会」の設置対象工事

⑨現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者

の兼務を認めない試行工事

⑩ I C T活用工事【構造物工（橋梁上部）】

【施工者希望Ⅱ型】

⑪ B I M／C I M適用工事【発注者指定型】

⑫工事工程表の開示の試行工事

⑬新技術導入促進（Ⅰ）型

- ⑭技術提案簡易評価型
- ⑮「生産性向上チャレンジ」試行工事
- ⑯熱中症対策に資する現場管理費の補正の試
行工事
- ⑰条件明示チェックリスト開示の試行工事
- ⑱契約変更手続きの透明性を確保するための
第三者による適正性チェックについて
(試行)
- ⑲参加表明段階で技術者の資料を求めない方
式の試行工事
- ⑳直轄土木工事における賃金・労働時間等の
実態調査試行工事
- ㉑猛暑期間を休工とする試行工事

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165
号。以下「予決令」という。）第 70 条及び
第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）に
おける鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格

の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

下記の(ア)～(エ)の要件を満たす製作及び架設の施工実績を有すること。

(ア) 道路橋（A活荷重又はTL-20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。
ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。

(イ) 橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

(ウ) 最大支間長が30m以上の工事であること。

(エ) 鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記(ア)～(ウ)は同一工事とし、(エ)は別工事でもよい。なお、(エ)を別工事とする場合、(ア)を満たすこと。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は2件までとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事

を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ア)の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(5) 工事全般の施工計画が適正であること。

(6) 現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる

基準を満たしていること。

- ① 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

- ② 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

下記の(ア)の要件を満たす製作または架設の工事経験を有すること。

(ア) 道路橋（A活荷重又はTL-20以

上。）、鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）、歩道橋のいずれかの工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事にお

いての経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－３で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

⑤競争参加資格確認資料【配置予定技術者】

（以下「資料（技術者）」という。）の提出を求められた者は上記①から④について確認出来る書類を提出依頼書に記載の提出期限までに提出すること。当該書類が提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。詳細は入札説明書による。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」

という。）及び資料（技術者）に係るものを除く競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受

託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係

又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を

支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提案〕」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資料（技術者）の提出を求め、配置予定技術者の競争参加資格があると認められた場合、その者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内

であること。

- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い落札候補者が2人以上あり、配置予定技術者の競争参加資格があると認められた場合、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を62.5点とする。

- ② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(オ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア)技術提案〔VE 提案〕の項目として「鋼橋

上部工の品質確保に係わる具体的な提

案」

(イ)工事全般の施工計画

(ウ)賃上げの実施に関する評価

(エ)ワーク・ライフ・バランス関連認定企

業の評価

(オ)施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価

は入札参加者の「標準点」と、「加算

点」及び「施工体制評価点」の合計を、

当該入札者の入札価格で除して得た評価

値をもって行う。

④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目に

ついて、共通仕様書、特記仕様書及び関

係法令を遵守し、一般的な施工機械によ

り施工（詳細は入札説明書参照。）及び

管理する方法を用いて作業を行う者で、

入札説明書等に記載された要求要件を実

現できると認められる場合に標準点（100

点)を与え、さらに②(ア)の技術提案〔VE
提案〕、②(イ)の工事全般の施工計画、②
(ウ)の賃上げの実施に関する評価、②(エ)
のワーク・ライフ・バランス関連認定企
業の評価ならびに②(オ)の施工体制の内容
に応じて、それぞれ加算点及び施工体制
評価点を算出し与える。なお、②(ア)技術
提案〔VE 提案〕を行わない者は、②
(イ)(ウ)(エ)(オ)の内容に応じて、それぞれ
加算点及び施工体制評価点を算出し与え
る。

- ⑤ ②(ア)の「鋼橋上部工の品質確保に係わる
具体的な提案」の技術提案〔VE 提案〕につ
いては、予定価格の制限の範囲内の入札
参加者のうち、提案内容に応じて、それ
ぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15
点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（3点）及び不採
用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」について
は、予定価格の制限の範囲内の入札参加

者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、2点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

②(エ)の「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」については、ワーク・ライフ・バランス関連の認定を受けていると申請し、評価基準を満たした企業等に対し、0.5点の加算点を与える。なお、認定を受けていると申請しない場合、又は申請内容が評価基準を満たして

いない場合は 0 点とする。

(3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価基準の詳細
は入札説明書による。

(4) (2)②(ア)「鋼橋上部工の品質確保に係わる
具体的な提案」については、受注者の責によ
り入札時の評価内容が実施されていないと判
断された場合は、ペナルティとして、工事成
績評定を減ずることとし、未実施の評価項目
毎に 5 点減ずる。

(5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画に
ついては、履行状況から、受注者の責により
入札時の評価項目の内容が実施されていない
と判断された場合は、工事成績評定を減ずる
こととし、5 点を減ずる。

(6) (2)②(ウ)で求めた、賃上げの実施に関する
評価については、中小企業等の場合、受注者
の事業年度等が終了した後、実施の確認を行
った結果、実施を確認するための書類が提出
されない場合、表明書に記載した賃上げ基準
に達していない場合、本制度の趣旨を意図的

に逸脱していると判断された場合は、別途、
関東地方整備局総務部契約課が通知する減点
措置の開始の日から 1 年間に政府調達の総合
評価落札方式による入札公告が行われる調達
に参加する場合、本取組により加点する割合
よりも大きな割合（関東地方整備局(港湾空
港関係を除く。)が調達する案件については
1 点大きな配点）の減点を行う。また、大企
業の場合、受注者の事業年度等が終了した
後、実施の確認を行った結果、実施を確認す
るための書類が提出されない場合、表明書に
記載した賃上げ基準に達していない場合、本
制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断さ
れた場合は、別途、関東地方整備局総務部契
約課が通知する減点措置の開始の日から 1 年
間に国土交通省直轄工事・業務の総合評価落
札方式による入札公告が行われる調達に参加
する場合、本取組により加点する割合よりも
大きな割合（関東地方整備局(港湾空港関係
を除く。)が調達する案件については 1 点大

きな配点) の減点を行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局 関東地方整備局総務部契約課

工事契約調整係 電話 048-601-3151

(代) 内線 2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法 入札説明

書を電子入札システムにより交付する。ただ

し、やむを得ない事由により、上記交付方法

による入手ができない入札参加希望者に対し

ては、電子メールにより電子データを交付す

るので、上記(1)に電子メールにて依頼を行

うこと。交付期間は令和8年7月17日から

令和8年10月23日までの土曜日、日曜日及

び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭

和63年法律第91号）第1条第1項に規定す

る行政機関の休日（以下「休日」とい

う。）を除く毎日、9時00分から17時

00分まで。ただし最終日は、9時00分から

12 時 00 分までとする。

- (3) 申請書及び資料（技術者）を除く資料の提出期間及び方法 令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 8 月 19 日までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで（最終日は 15 時 00 分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。
- (4) 歩掛見積参考資料の交付期間及び方法 競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和 8 年 9 月 10 日から令和 8 年 10 月 23 日までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。ただし最終日は、9 時 00 分から 12 時 00 分までとする。
- (5) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 令和 8 年 9 月 11 日から令和 8 年 10 月 23 日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階 関東地方整備局総務部契約課 契約第一係

電話 048-601-3151(代) 郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、電子入札システムにより提出すること。入札の締め切りは、令和 8 年 10 月 23 日 12 時 00 分。

開札は、令和 8 年 10 月 28 日 11 時 00 分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は(7)により配置予定技術者の競争参加資格があると認められた日以降を予定する。

- (7) 資料（技術者）の送付及び提出方法

落札候補者に対し、電子メールにて提出依頼書を送付する。提出方法は提出依頼書によるものとする。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本

語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行浦和代理店（埼玉りそな銀行さいたま営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っ

た場合は、契約保証金を免除する。な

お、契約の締結と同時に契約の保証を付
すこと。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者のした入札、申請書又は資料（技術
者）に虚偽の記載をした者のした入札及び入
札に関する条件に違反した入札は無効とす
る。

- (4) 落札者の決定方法 上記 3 (1) ①に定めると
ころに従い、評価値の最も高い者を落札候補
者とし、資料（技術者）の提出を求め、配置
予定技術者の競争参加資格があると認められ
た場合、その者を落札者とする。ただし、落
札者となるべき者の入札価格によっては、そ
の者により当該契約の内容に適合した履行が
なされないおそれがあると認められるとき、
又はその者と契約を締結することが公正な取
引の秩序を乱すこととなるおそれがある著
しく不適當であると認められるときは、予定
価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限

の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後の VE 提案 契約締結後、受注者

は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定

後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の

外は、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案〔VE 提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE 提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE 提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

- (9) 手続における交渉の有無 無。

- (10) 契約書作成の要否 要。

- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
- (14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
- (15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4 (1)に同じ。
- (16) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4 (3)によ

り申請書及び資料を提出することができる
が、競争に参加するためには、開札の時に
いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、
かつ、競争参加資格の確認を受けていなければ
ならない。ただし、配置予定技術者の競争
参加資格の確認は、開札後に落札候補者に対
して資料（技術者）を求め確認する。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請
は、「競争参加者の資格に関する公示」（令
和 8 年 3 月 31 日付け国土交通省大臣官房会
計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理
課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経
常建設共同企業体である場合においては、そ
の代表者。）の本店所在地（日本国内に本店
がない場合においては、日本国内の主たる営
業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、
同別記に定める提出場所において、随時受け
付ける。また、当該者が申請書及び資料を提
出したときに限り、関東地方整備局総務部契
約課（〒330—9724 埼玉県さいたま市中央

区新都心 2－1　さいたま新都心合同庁舎 2
号館 17 階　電話 048—601—3151(代))にお
いても当該一般競争参加資格の認定に係る申
請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札シス
テムで行う対象工事である。また、契約手続
きにかかる書類の授受を電子契約システムで
行う対象工事である。ただし、電子入札シス
テム及び電子契約システムによりがたいもの
は、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契
約方式に代えるものとする。電子入札システ
ム等によらない手続きについては入札説明書
による。

(18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : HASHIMOTO
Masamichi
Director-General of Kanto Regional

Development Bureau, Ministry of Land,
Infra-structure, Transport and Tourism.

(2) Classification of the services to be
procured : 41

(3) Subject matter of the contract :

Construction work of the R8 Rout246

Atsugi-Hadano Road Atsugi bypass bridge

superstructure.

(4) Time-limit for the submission of

application forms and relevant documents

for the qualification by electronic

bidding system : 3:00 P.M. 19 August

2026.

(5) Time-limit for the submission of

tenders by electronic bidding system :

12:00P.M. (noon) 23 October 2026 (tenders

brought with or submitted by mail : 3:00

P.M. 23 October 2026).

(6) Contact point for tender

documentation : Contract Division, Kanto

Regional Development Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and
Tourism Saitama shintoshin National
Government Building Tower-2 2-1,
Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City,
Saitama Prefecture 330-9724 Japan TEL
048-601-3151 (ex2525)